

○防衛省告示第九十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和六年四月十二日次のとおり決定された。

令和六年四月十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三一八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	国有	土地…約七四三、〇〇〇平方メートル
			国有	建物…約六、九〇〇平方メートル
			国有	工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和六年四月十五日から同月十八日  
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開、撤収及び  
滑走路補修のための追加期間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部  
を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある  
施設及び区域として提供する。提供期間  
中は、地位協定の関連ある条項が適用さ  
れる。